

# 鞍手町単独財政におけるシミュレーションの検証 及び今後の見通しについて

## 1. 平成17年度～平成20年度までの決算状況について

行財政改革集中改革プラン策定時見込みの歳入歳出の差引財源不足を、平成17年度～平成20年度までの4年間で1,835,274千円としていました。

決算の結果としましては、4年間で380,767千円の余剰金が生じております。

これは、行財政改革集中改革プランによる効果額累計1,019,693千円と財政調整基金等の取崩の累計1,192,984千円で補ってきたことにより、単年度ごとの歳入歳出を調整した結果、赤字決算となりませんでした。

ただし、平成20年度の決算において101,805千円の余剰金となっておりますが、繰越明許費12,064千円がありますので、実質の繰越額は89,741千円となります。また、諸収入には特定目的基金繰替え金100,000千円を含んでいます。この基金繰替え金は、平成21年度、22年度で戻し入れをすることとしています。

※ 平成18年度の歳入歳出は、例年の規模より5,697,000千円ほど拡大となっております。これは、土地開発公社の保有土地を町が買い取るため、かんがい基金等を一旦取崩しまして、必要額2,265,090千円を除くものを再度同基金に戻し入れをしたためのものです。

## 2. 平成21年度の決算見込みについて

平成21年度の歳入歳出につきましては、決算見込みで金額を掲載しています。歳入につきましては、平成20年度の決算と、平成21年度で確定できるものを参考に試算し、歳出につきましても補正予算等を反映したものとして試算しています。

また、補正する予定の予算につきましては、昨年度より国の経済対策の一環として、歳入となる臨時交付金、県助成金と歳出となる事業費を含めていますが、経済対策に関連する事業につきましては特殊要因であることから、平成22年度以降の試算では、これらの事業費関係を除外したもので算出しています。

従いまして、歳入歳出を調整はしていますが、当初予算に計上しています特定目的基金からの繰替え211,297千円につきましては、実質収支を把握するために除外して試算しています。また、平成20年度末の特定目的基金を除く財政調整基金等の残額が253,487千円ということから、この財源を充てますと町の貯金となる基金が底をつくという状況になります。

### 3. 平成17年度～平成21年度までの財政シミュレーションの検証について

行財政改革集中改革プラン策定時における財源不足を、総額2,515,668千円と見込んでいました。これに対し、行財政改革集中改革プランによる平成17年度～平成21年度までの効果額見込みを1,404,719千円および財政調整基金等の取崩の累計1,221,905千円により収支のバランスをとっています。

従いまして、平成17年度～平成21年度までの財源不足、総額2,515,668千円につきましては、対応できたこととなりますが、町の貯金である財政調整基金等が底をつき、今後の事業展開に当たりましては、財源不足を補填する原資の確保が課題となります。

現時点では、財源不足を補填する原資として、特定目的基金から繰替え運用することしか手段がないのが実情です。この繰替え運用した特定目的基金は、後年度に分割して基金へ戻していくこととなります。

### 4. 平成22年度以降の財政シミュレーションについて

平成22年度～平成26年度までの財政シミュレーションにつきましては、平成20年度の決算をベースに、平成21年度の決算見込み額のうち確定額等を参考に、将来予測される以下の要件を加味し試算しています。

今後、見込まれる要件としましては、

- ・事業については現状維持で推移することとし、新規事業は凍結する。主要事業については、先送り可能なものは財政状況の好転まで延期する。ただし、土木事業費で、溜池改修事業は国費事業であり既に着手していること。平成23年度より溜池本体の工事实施を予定していることから加算しています。
- ・人件費については、職員の退職に伴う退職金、公債費の増および職員採用等を考慮したもので、人件費を試算しています。
- ・平成22年度に国勢調査が実施されることから、将来人口の予測数値に基づき交付税措置等を試算しています。

※ 将来予測につきましては、上述しました要件を加味するとともに、大部分の事業を現状で推移するという前提で試算しています。

従いまして、新たな事業の展開など不確定要素が多分にあることから、財政シミュレーションにつきましては、毎年度の決算状況を基に検証していく必要があります。

第4次行財政改革集中プラン策定時（平成17年度）における歳入歳出見込額と各年度の決算額の比較表

	項目	H17			H18			H19			H20			H21		
		見込	決算	差引	見込	決算	差引	見込	決算	差引	見込	決算	差引	見込	決算見込	差引
歳入	地方税	1,573,315	1,563,734	▲ 9,581	1,602,535	1,556,086	▲ 46,449	1,627,535	1,774,948	147,413	1,627,535	1,834,953	207,418	1,627,535	1,769,477	141,942
	地方譲与税	164,479	163,137	▲ 1,342	164,479	231,337	66,858	164,479	93,083	▲ 71,396	164,479	89,737	▲ 74,742	164,479	80,000	▲ 84,479
	利子割交付金	7,100	8,540	1,440	7,100	5,887	▲ 1,213	7,100	7,705	605	7,100	7,706	606	7,100	6,000	▲ 1,100
	配当割交付金	2,227	3,866	1,639	2,227	5,449	3,222	2,227	6,116	3,889	2,227	2,145	▲ 82	2,227	2,000	▲ 227
	株式等譲渡所得割交付金	2,471	4,922	2,451	2,471	4,200	1,729	2,471	4,014	1,543	2,471	850	▲ 1,621	2,471	2,000	▲ 471
	地方消費税交付金	175,044	163,751	▲ 11,293	175,044	173,663	▲ 1,381	175,044	165,704	▲ 9,340	175,044	150,538	▲ 24,506	175,044	140,000	▲ 35,044
	ゴルフ場利用税交付金	23,530	28,052	4,522	22,353	25,886	3,533	21,235	29,803	8,568	20,174	28,664	8,490	19,165	21,036	1,871
	自動車取得税交付金	55,639	55,236	▲ 403	55,639	56,273	634	55,639	52,099	▲ 3,540	55,639	43,833	▲ 11,806	55,639	40,001	▲ 15,638
	地方特例交付金	54,381	54,223	▲ 158	27,191	40,101	12,911	0	11,487	11,487	0	18,716	18,716	0	24,057	24,057
	地方交付税	2,447,989	2,494,494	46,505	2,447,989	2,480,213	32,224	2,325,590	2,283,154	▲ 42,436	2,209,310	2,259,383	50,073	2,098,845	2,100,485	1,640
	交通安全対策特別交付金	3,998	4,033	35	3,958	4,208	250	3,918	4,271	353	3,879	3,660	▲ 219	3,840	4,271	431
	分担金及び負担金	94,715	94,433	▲ 282	94,715	97,570	2,855	94,715	98,684	3,969	94,715	99,638	4,923	94,715	84,197	▲ 10,518
	使用料及び手数料	175,515	179,737	4,222	179,915	182,806	2,891	179,915	183,530	3,615	179,915	179,138	▲ 777	179,915	184,002	4,087
	国庫支出金	671,135	495,518	▲ 175,617	298,217	571,685	273,468	208,540	287,547	79,007	208,540	216,711	8,171	208,540	317,668	109,128
	県支出金	336,567	349,511	12,944	229,459	267,475	38,016	252,628	290,741	38,113	221,363	362,182	140,819	218,979	376,748	157,769
	財産収入	1,157	2,509	1,352	1,157	4,481	3,324	1,157	6,453	5,296	1,157	7,231	6,074	1,157	1,325	168
	寄附金	0		0	0		0	0		0	0	925	925	0	500	500
	繰入金	15,600	501,188	485,588	15,600	6,151,848	6,136,248	15,600	193,711	178,111	4,600	6,014	1,414	4,600	31,921	27,321
	繰越金	96,647	96,654	7	0	107,668	107,668	0	86,968	86,968	0	84,328	84,328	0	89,741	89,741
	諸収入	186,221	98,116	▲ 88,105	210,721	195,383	▲ 15,338	210,221	202,194	▲ 8,027	192,221	349,948	157,727	109,221	207,940	98,719
町債	822,800	667,400	▲ 155,400	557,300	566,800	9,500	553,700	489,947	▲ 63,753	352,000	349,909	▲ 2,091	247,400	448,017	200,617	
歳入合計	6,910,529	7,029,054	118,525	6,098,069	12,729,019	6,630,950	5,901,714	6,272,159	370,445	5,522,369	6,096,209	573,840	5,220,872	5,931,386	710,514	
歳出	議会費	85,075	84,422	▲ 653	85,075	87,813	2,738	90,075	73,278	▲ 16,797	90,075	71,373	▲ 18,702	90,075	68,328	▲ 21,747
	総務費	250,994	384,778	133,784	254,503	5,925,216	5,670,713	277,721	258,233	▲ 19,488	248,401	274,936	26,535	255,141	370,439	115,298
	民生費	1,421,180	1,418,479	▲ 2,701	1,436,302	1,454,945	18,643	1,451,813	1,539,349	87,536	1,467,722	1,496,490	28,768	1,484,041	1,721,217	237,176
	衛生費	693,729	709,480	15,751	700,191	763,149	62,958	700,191	745,602	45,411	700,191	723,656	23,465	700,191	714,139	13,948
	労働費	354,141	320,034	▲ 34,107	190,579	577,676	387,097	0	56,099	56,099	0	10,000	10,000	0	19,236	19,236
	農林水産業費	53,229	66,439	13,210	53,034	61,043	8,009	55,004	44,378	▲ 10,626	42,034	90,142	48,108	42,034	47,867	5,833
	商工費	25,438	33,892	8,454	24,938	30,294	5,356	24,438	30,473	6,035	23,938	30,424	6,486	23,438	37,447	14,009
	土木費	1,370,453	934,667	▲ 435,786	775,894	795,297	19,403	870,103	493,572	▲ 376,531	723,761	566,551	▲ 157,210	458,682	546,533	87,851
	消防費	321,977	321,291	▲ 686	327,687	322,543	▲ 5,144	333,511	304,366	▲ 29,145	339,451	299,876	▲ 39,575	345,511	347,593	2,082
	教育費	386,245	357,997	▲ 28,248	391,579	347,900	▲ 43,679	420,509	324,260	▲ 96,249	388,541	279,045	▲ 109,496	388,541	376,594	▲ 11,947
	災害復旧費	0	3,402	3,402	0	721	721	0		0	0		0	0	37,038	37,038
	公債費	899,328	910,265	10,937	898,956	906,716	7,760	920,105	967,199	47,094	905,475	901,206	▲ 4,269	834,039	846,043	12,004
	諸支出金	0		0	0		0	0		0	0	63,011	63,011	0	0	0
	予備費	0		0	0		0	0		0	0		0	0	0	0
人件費	1,288,151	1,376,240	88,089	1,387,821	1,368,739	▲ 19,082	1,325,781	1,351,023	25,242	1,192,617	1,187,694	▲ 4,923	1,279,573	1,166,405	▲ 113,168	
歳出合計	7,149,940	6,921,386	▲ 228,554	6,526,559	12,642,052	6,115,493	6,469,250	6,187,832	▲ 281,418	6,122,206	5,994,404	▲ 127,802	5,901,266	6,298,879	397,613	
歳入歳出差引計	▲ 239,410	107,668	347,078	▲ 428,490	86,967	515,457	▲ 567,537	84,327	651,864	▲ 599,838	101,805	701,643	▲ 680,394	▲ 367,493	312,901	
歳入歳出の累計	▲ 239,410	107,668	347,078	▲ 667,900	194,635	862,535	▲ 1,235,437	278,962	1,514,399	▲ 1,835,274	380,767	2,216,041	▲ 2,515,668	13,274	2,528,942	
基金の取崩額等		386,929	386,929		521,128	908,057		183,167	1,091,224		101,760	1,192,984		28,921	1,221,905	
改革プラン効果額		392	392		280,190	280,582		371,451	652,033		367,660	1,019,693		385,026	1,404,719	
基金・プラン効果額等の合計		387,321	387,321		801,318	1,188,639		554,618	1,743,257		469,420	2,212,677		413,947	2,626,624	

※端数処理により合計額が合わない場合があります。

※平成18年度決算額には、鞍手町土地開発公社の財算取得(2,265,090千円)に伴うかんがい揚排水施設基金5,626,464千円及び西川沿岸かんがい基金70,694千円の繰入金が含まれています。

※平成20年度歳入歳出差引計101,805千円には、繰越明許費12,064千円が含まれているので、実質収支額は89,741千円となる。

財政調整基金等の状況

平成21年5月31日(単位:千円)

基金の名称	平成15年度末	平成16年度中		平成16年度末	平成17年度中		平成17年度末	平成18年度中		平成18年度末	平成19年度中		平成19年度末	平成20年度中		平成20年度末
	基金現在額	積立額	取崩額		積立額	取崩額		積立額	取崩額		積立額	取崩額		積立額	取崩額	
財政調整基金	448,956	20,240	20,000	449,196	50,148	50,000	449,344	60	102,704	346,700	695	113,026	234,369	1,127	1,464	234,032
土地開発基金	37,745	22	25,000	12,767	1	0	12,768	8	12,000	776	14	0	790	3	0	793
公共施設改築事業基金	104,237	79	60,000	44,316	14	40,000	4,330	4	4,000	334	3	0	337	2	0	339
減債基金	221,119	100,184	73,109	248,194	59,839	140,000	168,033	43	108,000	60,076	179	60,000	255	1		256
ふるさとづくり事業基金	208,395	160	170,000	38,555	60	30,000	8,615	6	8,000	621	8	0	629	3		632
庁用自動車購入費基金	8,357	1,002	2,300	7,059	3	900	6,162	3	0	6,165	7	0	6,172	22	1,500	4,694
地域福祉基金	245,459	166	165	245,460	136	150,135	95,461	49	95,048	462	39	38	463	1		464
職員退職手当基金	172,556	72,671	60,000	185,227	73	75,000	110,300	86	110,000	386	15	0	401			401
西川沿岸かんがい基金	71,299	42	500	70,841	20	200	70,661	33	70,694	0	0	0	0	0	0	0
九州縦貫道照明管理基金	1,654	0	497	1,157	1	0	1,158	1	0	1,159	2	0	1,161	2	0	1,163
中山間ふるさと基金	10,641	9	0	10,650	3	0	10,653	7	0	10,660	10	0	10,670	43	0	10,713
農業育成基金	44,021	28	11,000	33,049	8	11,000	22,057	18	11,000	11,075	43	11,118	0	0	0	0
合計	1,574,439	194,603	422,571	1,346,471	110,306	497,235	959,542	318	521,446	438,414	1,015	184,182	255,247	1,204	2,964	253,487
かんがい揚排水施設基金	5,628,046	16,741	20,388	5,624,399	20,681	18,616	5,626,464		5,626,464	0			0			0
パイプライン水利施設基金	753,989	3,288	4,056	753,221	3,266	2,643	753,844	3,274	3,747	753,371	11,035	3,725	760,681	3,676	3,403	760,954
かんがい施設基金								3,431,889	0	3,431,889	17,169	8,547	3,440,511	20,685	130,295	3,330,901
総合計	7,956,474	214,632	447,015	7,724,091	134,253	518,494	7,339,850	3,435,481	6,151,657	4,623,674	29,219	196,454	4,456,439	25,565	136,662	4,345,342

※端数処理のより合計額が合わない場合があります。

## 平成22年度以降の財政シミュレーション

(単位：千円)

	項目	H22	H23	H24	H25	H26
		見込	見込	見込	見込	見込
歳入	地方税	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989
	地方譲与税	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	利子割交付金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	配当割交付金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	株式等譲渡所得割交付金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	地方消費税交付金	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
	ゴルフ場利用税交付金	28,101	28,101	28,101	28,101	28,101
	自動車取得税交付金	40,001	40,001	40,001	40,001	40,001
	地方特例交付金	20,001	20,001	10,000	10,000	10,000
	地方交付税	2,100,485	1,990,056	1,990,056	1,990,056	1,990,056
	交通安全対策特別交付金	4,043	4,043	4,043	4,043	4,043
	分担金及び負担金	84,197	84,197	84,197	84,197	84,197
	使用料及び手数料	184,002	184,002	184,002	184,002	184,002
	国庫支出金	257,887	258,987	267,137	263,537	263,137
	県支出金	400,685	356,046	368,028	354,741	359,212
	財産収入	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325
	寄附金	0	0	0	0	0
	繰入金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	繰越金	0	0	0	0	0
	諸収入	84,930	84,930	84,930	84,930	84,930
町債	481,294	279,200	367,600	380,200	359,300	
歳入合計	5,732,940	5,376,878	5,475,409	5,471,122	5,454,293	
歳出	議会費	71,372	71,372	71,372	71,372	71,372
	総務費	355,799	293,233	279,958	298,568	290,042
	民生費	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220
	衛生費	703,755	703,755	703,755	703,755	703,755
	労働費	39,564	10,000	10,000	10,000	10,000
	農林水産業費	43,771	42,597	42,597	43,771	42,597
	商工費	37,456	37,456	37,456	37,456	37,456
	土木費	321,444	378,817	364,478	397,626	383,788
	消防費	308,456	308,456	308,456	308,456	308,456
	教育費	311,236	291,585	301,105	283,905	283,905
	災害復旧費	0	0	0	0	0
	公債費	733,444	728,282	708,304	629,632	602,621
	諸支出金	0	0	0	0	0
	予備費	0	0	0	0	0
	人件費	1,299,792	1,107,988	1,165,556	1,198,741	1,194,564
歳出合計	5,838,309	5,585,761	5,605,257	5,595,502	5,540,776	
歳入歳出差引計	▲ 105,369	▲ 208,883	▲ 129,848	▲ 124,380	▲ 86,483	
歳入歳出の累積	▲ 105,369	▲ 314,252	▲ 444,100	▲ 568,480	▲ 654,963	

# 平成22年度以降の鞍手町の財政シミュレーション

## 1. 目的

平成17年度に策定した第4次行財政集中改革プランの最終年度を迎え、これまでの改革プランの効果と当時策定した財政予測とを比較検証し、さらに平成22年度以降5年間の鞍手町の財政シミュレーションを立てることで、今後の町のあり方を考える資料とする。

## 2. 背景

米国のサブプライムローンに端を発した世界的経済危機で、日本も深刻な経済不況に陥った。政府は、財政健全化を推進する一方で、この経済不況を打開するためにさまざまな経済対策を打ち出している。地方交付税の増額や国庫負担補助金、臨時交付金等多額の予算を投じて景気の刺激を行っているが、依然低迷を続けている。

このような経済情勢の中で地方自治体が財源を確保しながら住民サービスを維持・向上させて行くには、将来の歳入歳出バランスの予測を立てておくことは必要不可欠である。

景気の見通しが立たない状況で今後5年間の財政状況を予測することは非常に難しいことではあるが、一つの資料として策定する。

## 3. 試算方法の基本的な考え方

平成22年度以降5年間の鞍手町の財政状況を試算する上で、次のような基本的な考え方で試算する。

- ① 歳入は、平成20年度決算、若しくは平成21年度決算見込みのうち最新の情報（確定値）を引用し試算する。
- ② ①に特殊要因（年度が限定されている要因）が含まれる場合は、平成20年度以前の平均値等で試算する。
- ③ 歳出については、平成20年度に策定された主要事業実施計画書を基本に平成22年度以降の事業費を試算する。
- ④ 人件費は、別途試算方法を示す。

## 4. 歳入

### (1) 町税

現下の経済情勢を反映して本町の自主財源である町税の今後の歳入状況を予測することは困難であるが、次のような点を考慮して予測を立てた。

個人町民税については、平成19年度からの税源移譲により、それ以前4年分の現年度課税調定ベースの平均値と比較すると約50%の増額となった。

平成20年度以降は厳しい経済情勢による企業の倒産や雇用悪化等により、平成21年度以降にその影響が現れることが見込まれるため、平成21年度決算見込については約5%の減収を見込んだ。平成22年度以降は、平成19年度及び平成20年度決算調定額の平均値に平成20年度徴収率88.76%を乗じて得た額を計上した。

法人町民税については、調定ベースで平成20年度は対前年比で6%の増額となっているが、申告時期のずれにより平成21年度以降で減収が見込まれることから、平成19年度決算額を平成22年度以降に計上した。

固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税については平成20年度以降の伸率を0%とし、平成22年度以降同額を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
町民税（個人）	657,187	622,012	646,737	646,737	646,737	646,737	646,737
町民税（法人）	184,335	154,034	172,821	172,821	172,821	172,821	172,821
固定資産税	833,074	833,074	833,074	833,074	833,074	833,074	833,074
軽自動車税	35,956	35,956	35,956	35,956	35,956	35,956	35,956
町たばこ税	124,401	124,401	124,401	124,401	124,401	124,401	124,401
計	1,834,953	1,769,477	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989	1,812,989

### (2) 地方譲与税

道路特定財源の一般財源化に伴い、地方揮発油譲与税が新設され、平成21年度地方財政計画では、自動車重量譲与税8.4%減、地方道路譲与税65.0%減となっているが、平成20年度決算見込と平成21年度各課局要求額を基に21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降は平成21年度決算見込額と同額とした。



### (9) 地方特例交付金

地方特例交付金は、児童手当制度拡充に伴う地方負担増加分に対応するための児童手当特例交付金、住宅借入金等特別税額控除による減収や自動車取得税の減額による自動車取得税交付金の減収（平成23年度までの経過措置）に伴う減収を補てんする特例交付金として設けられた。また、平成18年度をもって廃止された減税補てんの特例交付金の経過措置として、平成21年度まで特別交付金が設けられている。このことから、平成20年度決算額と地方財政計画を基に平成21年度の決算見込額を算出した。平成22年度以降は特別交付金、平成24年度以降は自動車取得税交付金の減収（23年度までの経過措置）に伴う減収補てん特例交付金がなくなるとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方特例交付金	18,716	24,057	20,001	20,001	10,000	10,000	10,000
計	18,716	24,057	20,001	20,001	10,000	10,000	10,000

### (10) 地方交付税

平成21年度地方財政計画により、生活防衛のための緊急対策に基づく「1兆円」の増額等となり、出口ベースで2.7%の増額となっている。平成21年度普通交付税では、保育所2園の民営化により減額となるが、平成20年度まで特別交付税措置されていた救急告示病院分が普通交付税措置され増額となった。このことから、平成21年度の普通交付税は、1,840,485千円となった。特別交付税については、算定前であるので当初予算額260,000千円とした。

また、平成22年度は、平成21年度決算見込みと同額を計上したが、平成23年度以降は、平成22年度の国勢調査人口が17,112人（国立社会保障・人口問題研究所資料参照）との試算があることから、平成21年度交付税額に、94%（17,112/18,204）を乗じて算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普通交付税	1,860,573	1,840,485	1,840,485	1,730,056	1,730,056	1,730,056	1,730,056
特別交付税	398,810	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000
計	2,259,383	2,100,485	2,100,485	1,990,056	1,990,056	1,990,056	1,990,056

### (11) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金については、平成17年度から平成20年度までの決算額の平均値を、平成22年度以降計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
交通安全対策特別交付金	3,660	4,271	4,043	4,043	4,043	4,043	4,043
計	3,660	4,271	4,043	4,043	4,043	4,043	4,043

### (12) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、民生費負担金においては、平成21年度以降、2保育所が民営化された分増額も見込めるが、平成21年度決算見込額と同額を平成22年度に計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民生費負担金	99,026	83,582	83,582	83,582	83,582	83,582	83,582
教育費負担金	612	615	615	615	615	615	615
衛生費負担金	0	0	0	0	0	0	0
計	99,638	84,197	84,197	84,197	84,197	84,197	84,197

### (13) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、平成21年6月から鞍手町手数料条例が改正され手数料の増額が見込まれることから、手数料について平成20年度決算額より約15%増額した額を平成21年度決算見込額及び平成22年度以降に計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
使用料	116,501	112,067	112,067	112,067	112,067	112,067	112,067
手数料	62,637	71,935	71,935	71,935	71,935	71,935	71,935
計	179,138	184,002	184,002	184,002	184,002	184,002	184,002



#### (14) 国庫支出金

国庫支出金については、平成21年度は国の経済対策等により増額が見込まれている。平成22年度以降は、各年度における主要事業計画に基づき、事業実施に伴う国庫補助金等を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
国庫負担金	178,590	244,231	219,721	219,721	219,721	219,721	219,721
国庫補助金	33,093	67,642	35,170	36,270	44,420	40,820	40,420
委託金	5,028	5,795	2,996	2,996	2,996	2,996	2,996
計	216,711	317,668	257,887	258,987	267,137	263,537	263,137

#### (15) 県支出金

県支出金については、国庫支出金と同様、平成21年度は国の経済対策等により増額が見込まれている。平成22年度以降は、各年度における主要事業計画に基づき、事業実施に伴う県補助金等を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県負担金	173,383	203,341	199,700	199,700	199,700	199,700	199,700
県補助金	149,630	136,094	153,367	123,803	123,803	123,803	116,303
委託金	39,169	37,313	47,618	32,543	44,525	31,238	43,209
計	362,182	376,748	400,685	356,046	368,028	354,741	359,212

#### (16) 財産収入

財産収入のうち、財産運用収入については、利子及び配当金によるものであるもので、平成21年度決算見込額を平成22年度以降に計上した。また、財産売却収入については、平成20年度に町有財産売却による5,599千円の収入があるが、平成21年度以降は町有財産の売却はなかったものとして収入は計上していない。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財産運用収入	1,632	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325
財産売却収入	5,599	0	0	0	0	0	0
計	7,231	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325

#### (17) 寄附金

ふるさと納税制度が平成19年度からはじまり、多くの方々から寄附金を受けている。しかし、あくまでもふるさと納税は寄附行為によるものなので定期的な収入とはしないものとして、平成22年度以降は0円として計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附金	925	500	0	0	0	0	0
計	925	500	0	0	0	0	0

#### (18) 繰入金

繰入金については、平成17年度から平成20年度までの財源不足を、財政調整基金等などの取り崩しによる繰り入れで歳入歳出全体のバランスを図ってきた。平成21年度当初予算では、財政調整基金から28,921千万円を繰り入れることにより、財源不足を調整している。平成22年度以降の財政予測を立てるにあたっては、実質的な歳入歳出を把握するため、財源不足による基金からの繰入金はしないものとして計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財政調整基金繰入金	1,464	28,921	0	0	0	0	0
失業保険基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
生活扶助基金繰入金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
かんがい揚排水基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
高額療養費基金繰入金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
庁用自動車購入基金繰入金	1,500	0	0	0	0	0	0
九州縦貫道基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
職員退職手当基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
用品調達基金繰入金	50	0	0	0	0	0	0
ふるさとづくり基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0

公共施設改築基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
減債基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
地域福祉基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
谷山池パイ不ライン基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
土地開発基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
農業育成基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
計	6,014	31,921	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

#### (19) 繰越金

繰越金については、平成17年度から平成21年度までは約8千万円以上発生しているが、平成22年度以降は、前年度における歳入歳出差引額がマイナスの見込みとなるため0円として計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
繰越金	84,328	89,741	0	0	0	0	0
計	84,328	89,741	0	0	0	0	0

#### (20) 諸収入

諸収入については、延滞金、預金利子、貸付収入、雑入、受託収入があるが、平成20年度決算においては、財源不足による基金繰替金1億円が含まれてる。平成21年度当初予算においても財源不足を補うため、特定目的基金から211,297千円の基金の繰替金で予算を編成している。平成21年度決算見込では、この基金繰替金がないものとして試算した。平成22年度以降も実質的な歳入歳出を把握するため、基金繰入金は0円として試算した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延滞金加算金及び過料	1,018	100	100	100	100	100	100
町預金利子	0	10	10	10	10	10	10
貸付金元利収入	25,153	25,153	24,153	24,153	24,153	24,153	24,153
雑入	223,541	182,510	60,500	60,500	60,500	60,500	60,500
基金繰替金	100,000	0	0	0	0	0	0
受託事業収入	236	167	167	167	167	167	167
計	349,948	207,940	84,930	84,930	84,930	84,930	84,930

#### (21) 町債

町債については、平成21年度以降の主要事業実施計画に基づき各年度の起債額を計上した。臨時財政対策債については、平成17年度から平成21年度までの平均が234,894千円となり、平成22年度はこの平均値を計上した。ただし、平成23年度以降は、平成22年度に実施される国勢調査人口が算出基礎となるため、普通交付税同様94%を乗じて計上した。

また、退職手当債は、団塊世代の職員の退職に伴う一時的な退職手当増に対する措置であり、平成18年度から10年間とされているが、平成21年度以降の退職手当債による借入額は、各年度における退職手当の額から60,000千円を控除した残りを計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総務債	1,500	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
労働債	0	0	0	0	0	0	0
教育債	0	0	20,400	0	12,900	0	0
土木債	157,100	87,400	47,300	54,700	70,200	67,700	53,800
災害復旧債	0	0	0	0	0	0	0
減収補てん債	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	191,309	296,917	234,894	220,800	220,800	220,800	220,800
退職手当債	0	60,000	175,000	0	60,000	88,000	81,000
計	349,909	448,017	481,294	279,200	367,600	380,200	359,300

## 5 歳 出

### (1) 議会費

議会費については、平成21年度中は議員1名の欠員があるため、平成20年度決算額を平成22年度以降に計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
議 会 費	71,372	68,328	71,372	71,372	71,372	71,372	71,372
計	71,372	68,328	71,372	71,372	71,372	71,372	71,372

### (2) 総務費

総務費については、平成21年度は、国の経済対策による臨時交付金事業の取り組みと基金繰替金の償還が見込まれるので、歳出額が一時的に増加している。また、平成22年度も平成21年度分の基金繰替金に伴う償還金が見込まれるので、歳出が増加している。

平成23年度以降は、平年並みの歳出としたが、平成22年度及び平成26年度に町長選挙、平成23年度には町議会議員選挙がおこなわれるため、歳出が増となっている。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総 務 費	277,459	370,439	355,799	293,233	279,958	298,568	290,042
計	277,459	370,439	355,799	293,233	279,958	298,568	290,042

### (3) 民生費

民生費については、平成20年度及び平成21年度は、国の経済対策による臨時交付金事業の取り組みにより、歳出額が一時的に増加している。平成22年度以降は、主要事業実施計画を参照し事業費を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民 生 費	1,504,430	1,721,217	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220
計	1,504,430	1,721,217	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220	1,612,220

### (4) 衛生費

衛生費については、平成21年度は国の経済対策による事業の取り組みにより、歳出額が一時的に増加しているが、平成22年度以降は、主要事業実施計画書を参照し事業費を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
衛 生 費	634,328	714,139	703,755	703,755	703,755	703,755	703,755
計	634,328	714,139	703,755	703,755	703,755	703,755	703,755

### (5) 労働費

労働費については、国の経済対策による緊急雇用創出事業の取り組みにより、平成21年度に9,236千円、平成22年度に29,564千円を計上している。平成23年度以降は、平成20年度決算額を引用した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
労 働 費	10,000	19,236	39,564	10,000	10,000	10,000	10,000
計	10,000	19,236	39,564	10,000	10,000	10,000	10,000

### (6) 農林水産費

農林水産費については、平成20年度に活力ある高収益型園芸産地育成事業の取り組みにより歳出が増加していたが、平成21年度以降は、その額を減額している。また、農業委員会費については平成21年7月から委員数が6名減員となったことにより、平成22年度以降は、報酬を減額して計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
農 林 水 産 費	90,143	47,867	43,771	42,597	42,597	43,771	42,597
計	90,143	47,867	43,771	42,597	42,597	43,771	42,597

### (7) 商工費

商工費については、平成21年度決算見込において、西川線、中山・中間線路線バスの運行負担金の増額が見込まれる。平成22年度以降は、平成21年度決算見込額を計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
商 工 費	30,424	37,447	37,456	37,456	37,456	37,456	37,456
計	30,424	37,447	37,456	37,456	37,456	37,456	37,456

### (8) 土木費

土木費については、平成21年度で筑豊IC（仮称）のアクセス道路の負担金が終了することから、その事業費が平成22年度以降減額となるが、平成22年度から新たにため池等整備事業が始まる。主な事業費は平成23年度及び平成24年度に計上している。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
土 木 費	566,553	546,533	321,444	378,817	364,478	397,626	383,788
計	566,553	546,533	321,444	378,817	364,478	397,626	383,788

### (9) 消防費

消防費については、平成21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により、消防自動車の購入を予定していることから事業費が増加している。なお、平成23年度までに整備が求められている消防無線のデジタル化に伴う事業費については、常備消防の広域化が検討されている最中なので計上していない。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
消 防 費	299,873	347,593	308,456	308,456	308,456	308,456	308,456
計	299,873	347,593	308,456	308,456	308,456	308,456	308,456

### (9) 教育費

教育費については、平成21年度は、国の経済対策によるスクール・ニューディール構想やICT環境の整備等による事業費が盛り込まれている。平成21年度以降の主要事業計画には、学校耐震補強事業が盛り込まれているが、平成22年度から平成26年度までの歳出にはその事業費は含めず計上した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
教 育 費	286,316	376,594	311,236	291,585	301,105	283,905	283,905
計	286,316	376,594	311,236	291,585	301,105	283,905	283,905

### (10) 災害復旧費

災害復旧費については、平成21年度に大雨による災害復旧費を予算計上をしているが、災害は、突発的なものであることから平成22年度以降はないものとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
災 害 復 旧 費	0	37,038	0	0	0	0	0
計	0	37,038	0	0	0	0	0

### (11) 公債費

平成21年度を基本に平成22年度以降の主要事業計画に伴う地方債の借入額を試算し、その償還に伴う公債費を各年度に計上した。なお、償還利息は2%として試算した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公 債 費	901,206	846,043	733,444	728,282	708,304	629,632	602,621
計	901,206	846,043	733,444	728,282	708,304	629,632	602,621

(11) 諸支出金

諸支出金については、平成21年度以降歳出がないものとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
諸支出金	63,011	0	0	0	0	0	0
計	63,011	0	0	0	0	0	0

(11) 予備費

予備費については、平成21年度以降歳出がないものとして算出した。

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予備費	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(12) 人件費

人件費の見込については、次のような試算条件で算出した。

①職員数

職員数は、定員適正化計画に基づく職員数の減員を実現するため、平成22年度までは、退職不補充としている。また、適正化計画対象職員以外の死亡退職及び早期退職等も不補充として試算している。

平成23年度以降は、職員数138人を維持することとし、平成22年度以降の定年退職者数に相当する職員数を新規採用職員として計上した。

なお、平成21年度以降、在職専従職員はいないものとして試算した。

②給料月額

平成21年4月1日現在を基本に、非役付職員は想定される昇格、昇給を可能な限り反映した。管理職退職に伴う新たな職員の昇格は行っていない。平成21年度の給与は、給与抑制措置後を計上している。

特別職(教育長を含む)の給与は、平成21年度は例月給を町長20%、副町長14%、教育長10%の減額、期末手当は、減額後の基本額からさらに2分の1を減額した。平成22年度以降は、本則どおりに算出した。

新規採用職員のうち、行(一)適用職員は、経験年数3年を有した者とし、その他の職種は、初任給基準での号級から試算した。

③諸手当

平成21年4月分の本来支給される諸手当の額で試算した。管理職退職に伴う管理職手当は、新たに加算していない。

退職手当は、定年退職を基本とし、想定される昇格、昇給を可能な限り反映し試算した。

新規採用職員の扶養手当は、配偶者あり(13,000円)として試算し、通勤手当は5キロ未満(2,000円)として試算した。

期末・勤勉手当の役職加算率については、平成21年1月時点の率で試算した。

④共済費

共済費率は、21年度の料率で試算した。

年金追加費用については、各年度の給料月額の年総額に60.3/1000を乗じた額を一般会計共済費に加算した。

(単位：千円)

人件費	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員給	556,266	546,718	559,336	544,314	549,285	552,959	555,062
諸手当(退職手当を除く)	403,889	289,369	284,937	273,616	275,985	277,715	278,379
共済費	189,982	208,353	220,311	216,655	218,468	219,757	220,068
退職手当	109,151	121,965	235,208	73,403	121,818	148,310	141,055
計	1,259,288	1,166,405	1,299,792	1,107,988	1,165,556	1,198,741	1,194,564

## 歳入科目の解説

町 税	
*町 民 税	個人町民税、法人町民税
*固 定 資 産 税	固定資産税（土地、家屋、償却資産の所有者に対して賦課する税） 国有資産等所在市町村交付金（県営住宅、国有地の貸付資産、国有 林野の土地に対して課する税）
*軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車 の所有者に対して課する税
*町 た ば こ 税	製造たばこの売渡し又は消費等に課する税。課税は、卸売販売業者 等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合に、製造たばこの当 該売渡し等の小売定価及び売渡し等に係る製造たばこの本数を基 礎として卸売販売業者に課せられる。
地方譲与税（国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税）	
* 地方揮発油譲与税	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税は、平成 2 1 年度か ら地方揮発油税に改めら目的税から普通税に変更された。これに伴 い地方道路譲与税も、地方揮発油譲与税に改められるとともに、道 路に関する費用にあてなければならないとする用途制限が廃止さ れた。
* 自動車重量譲与税	自動車重量税法により、国税として徴収される自動車重量税の収入 額の 4 分の 1 に相当する額を都道府県を通じて市町村の道路財源 として譲与されるものである。 譲与金の算定方法は、一つは市町村に譲与すべき額の 2 分の 1 の額 を市町村道の補正後の数値の延長に按分した額とし、残りの 2 分の 1 の額は市町村道の補正後の面積に按分した額を配分するものと される。
利 子 割 交 付 金	利子割は所得に対する課税であるため、市町村民税所得割に相当す るものとして、利子割交付金制度が設けられている。道府県は、市 町村に対し、利子割額の 9 5 % の 5 分の 3 相当額を市町村の個人道 府民税額で按分して交付する。
配 当 割 交 付 金	平成 1 6 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配 当に対しては、他の所得と分離し、県民税として「配当割」が課税 される。納入された配当割から事務費（ 5 % ）を控除した後の 1 0 0 分の 6 8 に相当する額を市町村に交付されこととなっている。
株式等譲渡所得割交付金	平成 1 6 年 1 月 1 日以後に発生する源泉徴収口座内の株式等の譲 渡に対して、他の所得と分離し、県民税として「株式等譲渡所得割」 が課税される。納入されたか株式等譲渡所得割ら事務費（ 5 % ）を

控除した後の100分の68に相当する額を市町村に交付され  
こととなっている。

#### 地方消費税交付金

地方消費税は、条例によって都道府県が課する地方税であり、消費税と同様、広く消費に負担を求める消費課税である。  
都道府県は、精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を地方消費税交付金として都道府県内の特別区及び市町村に対して交付額の2分の1を人口で、他の2分の1に従業者数で按分して交付することとなっている。

#### 自動車取得税交付金

自動車取得税は、都道府県の目的税とされていたが、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度より目的税から普通税に改められた。これに伴い市町村に交付される自動車取得税交付金も用途制限が廃止された。交付金の額は、道府県に納付された自動車取得税から徴税費の額を控除した額(100分の95とされている。)の70パーセント相当額を市町村に交付するものである。

#### 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性質を有する財源として、国から地方へ交付されるものです。地方特例交付金の総額は、各年度の恒久的減税による総減収見込額の4分の3に相当する額から、たばこ税の一部の地方への委譲による増収見込額及び法人税に係る地方交付税率の引上げによる措置額を控除した額とされている

#### 地方交付税

すべての地方公共団体に対して、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するために、国民の負担とする租税を国と地方公共団体のそれぞれの財政需要によって配分することにより、地方公共団体の財源保障を確保するとともに地方公共団体に与えるべき財源のうちの一部についての地方公共団体の財源調整制度として行なわれているものが地方交付税である。しかし、これは国庫支出金のごとく、特定の事務、事業の経費に当てることが義務付けられ、その用途が限定されているものではなく、交付された地方公共団体の一般財源として使用されるものである。

地方交付税法第6条第1項により地方交付税の総額は、所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税収入の100分の35.8、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入見込額の100分の25の額と定めている。

地方交付税は普通交付税と特別交付税とに区分され、その比率は94対6とされている。

#### \*普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政

需要額が、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を越える額（財政不足額）を基礎として交付される。（基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付税）

#### \* 特 別 交 付 税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法によって、捕捉されなかった特別の財政需要がある場合、基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入がある場合、普通交付税の算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要がある場合にこれらの事情を各地方公共団体に考慮して交付されるものである。

#### 交通安全対策特別交付金

現下の激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため創設された財政制度であり、道路交通法第128条第1項の規定により納付される交通反則金に係る収入見込額から郵政取扱手数料相当額、通告書送付費支出金相当額を控除した金額が都道府県及び市町村に交付されるものである。

交付金の交付額の算定は、各地方公共団体の区域内における過去2カ年の警察庁調による交通事故発生件数（人身事故に限る。）の平均値、最近の国勢調査による人口集中地区人工及び前年4月1日現在における国土交通省の道路設置現況調査による改良済道路の延長（規格改良済道路延長から有料道路の供用延長を控除した数値をいう。）の3つの指標により算定される。

交付金は、地方公共団体が行なう単独事業で、横断歩道橋、歩道、道路標識、踏切道の舗装、救急自動車道路標識、反面鏡、区画線等道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用にあてなければならないものである。

#### 国 庫 支 出 金

国は地方公共団体に対して負担金、補助金、交付金、補給金、委託金等各種名称によって支出金を交付している。これらを総称して国庫支出金と呼ぶ場合もあるが、一般的には、地方交付税交付金等のように用途が特定されていないものを除外し、特定財源としての性格を有するものを指しており、地方財政法18条に規定する「国庫支出金」はこの意味で用いられる。

国庫支出金には、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。

#### 都 道 府 県 支 出 金

都道府県は、市町村や各種団体あるいは個人に対して、法令の規定に基づき又は行政上の必要によって、負担金、補助金、委託金の交付をする場合がある。これらの都道府県の支出金を指して広義に都道府県支出金と呼ぶ場合もあるが、法令上の用語としては、市町村に対する支出金をいう。

都道府県支出金には、都道府県が自らの施策として単独で市町村に



交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。  
都道府県支出金は、国庫支出金と同じく負担金、補助金、委託金に区分される。

財 産 収 入	財産収入とは、地方公共団体が有する財産に係る貸付け、私権の設定、出資、交換又は売払いによって生ずる現金収入をいう。ただし、行政財産及び公の施設の使用に係る使用料は含まれていない。 財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうが、それ以外の財産的価値のある資産について現金収入を生ずる場合を含むことがある。
寄 附 金	寄附金とは、ある者が、他の者の行う一定の事業に要する経費に充てるために、相当の反対給付を受けることなく、金銭又は特定の財産を給付することで、民法上贈与と呼ばれているものである。
繰 入 金	地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表わす用語として、繰入金という用語を使用している。 繰入金には、特別会計繰入金、基金繰入金があり、特別会計繰入金とは、病院会計、水道事業会計等特別会計からの繰入金がある。基金繰入金には、財政調整基金取り崩し繰入金、学校建設基金取り崩し繰入金、各種貸付制度繰入金等がある。
繰 越 金	一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純余剰金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に当てるべき繰越金の2つに分けられる。
諸 収 入	地方公共団体の一般会計における歳入予算の計上科目の一つで、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で、おおむね次の内容となる。 延滞金、加算金及び過料、預金利子、公営企業貸付金元利収入、貸付金元利収入、受託事業収入、公益事業収入、雑入がある。
町 債	町債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。 地方公共団体の歳出は、町債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、町債を経費の財源とすることができる。